

財団法人小佐野記念財団 寄附行為

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、財団法人小佐野記念財団（以下「財団」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第 2 条 財団は、事務所を山梨県甲府市丸の内一丁目 6 番 1 号に置く。

(目的)

第 3 条 財団は、文化やスポーツの国際交流活動などにより、山梨県の国際化の推進を図り、もって世界に開かれ、文化的で活力にあふれた、ふるさと山梨づくりに寄与することを目的とする。

(事業の範囲)

第 4 条 財団は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 国際交流の目的をもって行う人物の派遣及び招へい並びに個人または団体が行うこれらの事業に対する援助
- (2) 国際交流を目的とする催しの実施並びに個人または団体が行うこれらの事業に対する援助
- (3) 国際交流を行うために必要な資料の作成、収集、交換及び頒布
- (4) 前各号の業務に附帯する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第 3 条の目的を達成するため必要な事業

第 2 章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 財団の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の同意を得、かつ山梨県知事の許可を得てこれを処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て理事長が定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券にかえて保管するものとする。

(経費の支弁)

第9条 財団の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 財団の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て山梨県知事に届けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第11条 財団の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後に理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、その会計年度終了後の2か月以内に山梨県知事に報告しなければならない。

(会計年度)

第12条 財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 3 章 役 員 等

(役員等の種別及び選任)

第13条 財団に次の役員及び顧問を置く。

- | | |
|-------------|------------------------|
| (1) 理 事 長 | 1人 |
| (2) 専 務 理 事 | 1人 |
| (3) 理 事 | 6人以上9人以内(理事長、専務理事を含む。) |
| (4) 監 事 | 2人 |
| (5) 顧 問 | 若干名 |

2 理事及び監事は、評議員会において選任する。

3 理事長及び専務理事は、理事の互選により定める。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

5 理事のいずれか1名とその親族及びその他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

6 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

7 顧問は、理事長が委嘱する。

(職務)

第14条 理事長は、財団を代表し、業務を統括する。

2 専務理事は、理事長の命を受け、財団の日常業務を処理し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、財団の業務の執行を決定する。

4 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

5 顧問は、必要に応じて理事長に助言することができる。

(任期)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行が困難であると認められるとき。

(2) 役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第17条 役員は、無給とする。

2 役員には、費用を弁償することができる。

第4章 理事会

(構成)

第18条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第19条 理事会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) その他財団の運営に関する重要な事項

(種類及び開催)

第20条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

2 通常理事会は、年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上の者から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第21条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3号2項の請求があったときは、遅滞なく理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、少なくとも7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第22条 理事会の議長は、理事長とする。

(定足数)

第23条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することがで

きない。

(議決)

第24条 理事会の議決は、この寄附行為に別に規定するもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第25条 やむを得ない理由のため会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 理事会の議決については、次の各号を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 理事の現在員数

(3) 会議に出席した理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過

2 議事録には、出席理事の中から、その会議において選出された議事録署名人2人が議長とともに署名、押印しなければならない。

第 5 章 評議員及び評議員会

(評議員)

第27条 財団に、評議員を置く。

2 評議員は、理事会で選任し、その数は6名以上9名以内とする。

3 評議員は、理事及び監事を兼ねることができない。

4 評議員のうち役員のいずれか1名と親族その他特別の関係のある者の合計数又は評議員の1名とその親族その他特別の関係ある者の合計数が評議員現在数の3分の1を超えてはならない。

5 評議員には、第15条及び第16条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第28条 評議員による会議を評議員会とし、評議員の互選により会長を置く。

2 評議員会は、次の各号の一に該当する場合に、会長が招集する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 評議員の2分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

3 評議員会の議長は、会長とする。

4 議長は、必要と認めたときは、役員及び職員を評議員会に出席させ、意見を聴くことができる。

5 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて、必要な事項について審議し助言する。

6 評議員会には、第23条から第26条までの規定を準用する。この場合においてこれらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

7 前各号に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第 6 章 事 務 局

(設置)

第29条 財団の事務を処理するため、事務局を置く。

(職員)

第30条 事務局に事務局長その他の職員を置く。

2 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

3 事務局長は、事務局を統括する。

(組織及び管理)

第31条 事務局は組織及び管理に関する事項は、理事長が別に定める。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第32条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ山梨県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第33条 財団は、民法第68条第1項第2号から第4条までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ山梨県知事の認可を得て解散することができる。

2 解散のとき存する残余財産は、山梨県に寄附するものとする。

第8章 雑則

(委任)

第34条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

附 則

1 財団の設立当初の役員及び評議員は、第13条第2項及び第27条第2項の規定にかかわらず設立者の定めるところによるものとし、その任期は、第15条第1項及び第27条第5項の規定にかかわらず、昭和63年3月31日(評議員にあって

は昭和64年3月31日)までとする。

2 財団の設立初年度の事業計画及び予算は、第10条及び第19条第1項第1号の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

3 財団の設立当初の会計年度は、第12条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和63年3月31日までとする。

財団法人小佐野記念財団

設 立 者

山梨県知事

望 月 幸 明